令和3年度からの変更点等について

各管理主体が、「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時 監視等の処理基準」(平成 13 年 5 月 31 日付環水企第 92 号)の通知等に基づいて変更している。 以下に、各測定主体別の変更箇所について記述する。

公共用水域

全測定機関対象

(1) 水質汚濁に係る環境基準の見直し(令和3年10月7日環境省告示)

変更項目:大腸菌群数 → 大腸菌数

基準値 :環境省通知に基づき利水状況に応じて設定

変更項目:六価クロム (0.05mg/l → 0.02mg/l)

奈良県

(1) ローリング調査による調査地点の変更

調査項目:要監視項目(農薬・有機化合物 18 項目)

調査地点:令和4年度はみどり橋、秋篠川流末、神道橋、岩崎橋(3年ローリング)。

調査項目:底質(PCB)

調査地点:令和4年度は吐田橋、保田橋、小柳橋、枯木橋、だるま橋(4年ローリング)。

国土交通省

- (1) ローリング調査による調査地点の変更
 - ① 大和川河川事務所

調査項目:要監視項目(ダイアジノン、トルエン)、特殊項目(溶解性マンガン)

調査地点:額田部高橋で、溶解性マンガン、ダイアジノン廃止

小柳橋で、ダイアジノン、トルエン廃止

② 紀の川ダム統合管理事務所

調査項目:健康項目(全て)

調査地点:令和4年度は川原樋取水口(猿谷ダム湖と交互に2年ローリング)

(2) 測定地点の陸域類型指定の改正(令和3年4月1日環境省告示)

調査地点:大滝ダム湖ダムサイト(河川 AA → 湖沼 AⅡ)

独立行政法人 水資源機構

(1) 測定回数の軽微な修正(0回→1回)

変更項目:カドミウム・全シアン・鉛・六価クロム・ひ素・総水銀・PCB・有機塩素系化合物・

ベンゼン・セレン・ふっ素・ほう素・1,4-ジオキサン

調査地点:室生ダム網場表層

奈良市

(1) 測定回数の見直し(類型未指定地点の測定回数の見直しを行う)

調査項目:大腸菌数

調査地点:菩提川流末、にしき川、大和田橋(4回→0回)

<u>地下水</u>

奈良県

(1) 概況調査

ローリング調査による調査地点の変更(5年ローリング)

(2) 継続監視調査

調査地点:葛城市 (B-16) 概況調査 → 継続監視調査

(令和2年度概況調査によって硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超えて検出されたため)

桜井市 (I-15) 継続監視調査 → 調査終了

(井戸水をポンプアップできず、井戸使用不可のため)

※ R3: 香芝市1 河合町1 橿原市1 五條市1 御所市1 <u>桜井市1</u>

 \downarrow

R4: 香芝市1 河合町1 橿原市1 五條市1 御所市1 <u>葛城市1</u>

<u>奈良市</u>

(1) 概況調査

ローリング調査による調査地点の変更(5年ローリング)